



2020 埋計発第 251 号

2021 年 1 月 29 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏 

濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請いたします。

1. 変更の内容

令和2年9月16日付け原規規発第2009166号をもって認可を受けた濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定（以下、「保安規定」という。）の一部を別添のとおり変更する。

別添 廃棄物埋設施設保安規定新旧対照表

2. 変更の理由

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号）の一部改正が2021年4月1日から施行されることに伴い、放射線業務従事者に係る眼の水晶体の線量限度を変更するため。

3. 施行期日

この規定は、2021年4月1日から施行する。

以 上

廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表 (1/1)

現 行				変更後				変更理由	
<p>附 則</p> <p>1. この規定は、<u>原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日</u>より施行する。</p> <p>2. この規定第 19 条ないし第 21 条で埋設規則第 6 条を適用する場合には、2019 年 12 月 5 日以後最初に行われる法第 51 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019 年 12 月 5 日施行の埋設規則第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>				<p>附 則</p> <p>1. この規定は、<u>2021 年 4 月 1 日から</u>施行する。</p> <p>2. この規定第 19 条ないし第 21 条で埋設規則第 6 条を適用する場合には、2019 年 12 月 5 日以後最初に行われる法第 51 条の 5 第 1 項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019 年 12 月 5 日施行の埋設規則第 6 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>				<p>・経過措置に係る記載の適正化</p>	
別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度 (第 43 条関係)				別表 13 の 2 放射線業務従事者の線量限度 (第 43 条関係)				<p>・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正の反映</p>	
実効線量限度		等価線量限度		実効線量限度		等価線量限度			
		眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面			眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
<p>1. 100mSv/5 年^{*1}</p> <p>2. 50mSv/年^{*2}</p> <p>3. 女子^{*3}: 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3 月^{*4}</p> <p>4. 妊娠中である女子: 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv</p>		<p><u>150mSv/年</u></p>	<p>500mSv/年</p>	<p>本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv</p>	<p>1. 100mSv/5 年^{*1}</p> <p>2. 50mSv/年^{*2}</p> <p>3. 女子^{*3}: 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3 月^{*4}</p> <p>4. 妊娠中である女子: 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1mSv</p>		<p><u>1. 100mSv/5 年^{*1}</u></p> <p><u>2. 50mSv/年^{*2}</u></p>	<p>500mSv/年^{*2}</p>	<p>本人の申出等により各課長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2mSv</p>
<p>*1: 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間</p> <p>*2: 4月1日を始期とする1年間</p> <p>*3: 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当するものを除く。</p> <p>*4: 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間</p>				<p>*1: 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間</p> <p>*2: 4月1日を始期とする1年間</p> <p>*3: 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各課長に書面で申し出た者並びに表中4. に該当するものを除く。</p> <p>*4: 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間</p>					